

6つの基本目標

1 誰もが参加できるまちづくり

まちづくり自治基本条例に基づく「協働のまちづくり」を推進することにより、町民誰もがまちづくりに参画しやすい環境や意識などを醸成することを進めます。

2 快適で、安全・安心な生活環境づくり

町民が安全な環境のもと、安心して日々の暮らしを送れるよう、自然環境の保全や都市基盤の整備、防災・防犯体制の強化などに努めます。

3 健康で、生きがいのある暮らしづくり

町民が健康で、生きがいのある暮らしを送れるよう、保健・医療・福祉の連携体制の構築などにより、全ての町民がその身体状況等に応じて必要なケアを受けることができる環境づくりに努めます。

4 地域資源を活かした安定的な経済基盤づくり

基幹産業である軽種馬産業をはじめ、町を支える各産業を将来にわたって維持・発展させることができるよう、時代のニーズに的確に対応した地場産業の振興に努めるとともに、地域資源を有効に活用し、交流人口の増加を目指します。

5 町の将来を支える心豊かな人づくり

子ども達が豊かな心を持って学ぶことができるよう、よりよい教育環境づくりを進めるとともに、地域文化の保存・伝承や、生涯学習機会の確保・充実に努めながら、地域を支える人づくりを進めます。

6 安定した行財政基盤づくり

安定した行財政基盤を確立するため、各種事務事業や行政組織の合理化、真に効果のある事業の選択などに取り組みながら、安定した行財政基盤の構築に努めます。

【まちづくりへの関心の向上】
広報誌やホームページ、SNSなどを通じ、町民が町の出来事を知るための情報発信に努めます。

【まちづくりへの町民参画機会の充実】
まちづくり懇談会、まちづくり出前講座などの仕組みを有効に活用し、町民や関係団体との対話機会を積極的に作ります。



基本計画

基本目標の達成に必要な施策項目を整理したうえで、現状の課題、課題への対策、10年後の目標値を明らかにするものです。
※具体的な手法（事務事業）を定めるものではありません。

【地域との交流・連携】
姉妹都市・友好市町をはじめとする他地域との交流や連携を促進し、産業、経済、文化などの面で互いを高め合える関係を構築していきます。



第1 町民主体によるまちづくりの推進

【町の魅力、価値の向上】
日本一の馬産地である特性を活用した「馬力本願プロジェクト」を官民の適切な役割分担のもとに連携して推進します。

【移住・定住の促進】
「ちよつと暮らし体験事業」を引き続き推進するとともに、移住検討者に対するサポート体制を構築しながら、「移住しやすい地域」の形成に努めます。

【女性・子どもの活躍】
まちづくりへの参画機会が少ない女性や子どもたちの声を積極的に取り入れ、様々な行政課題の解決に関する新たなアプローチなどを模索していきます。

第2 活力ある地域づくりの推進

新ひだか町 第2次総合計画(素案)

—ご意見を募集しています—

町の将来像

みんなでつくる希望にあふれるまち！

4つの基本理念



計画期間：平成30年度～平成39年度までの10ヵ年計画

目標人口

	平成28年度末	平成39年度末
総人口	23,052人 →	22,086人
合計特殊出生率	1.62人 →	1.62人 (現状維持)
生産年齢人口比率	57% →	50%以上

現在、町では、多くの町民で組織する総合計画審議会の皆さんと一緒に、新ひだか町第2次総合計画の審議を進めています。

第2次総合計画は、向こう10年間（平成30～39年度）における町政運営の基本事項（将来像、基本理念、基本方針など）を体系的に整理するもので、まちづくりに係る最上位計画であるほか、町民・議会・行政（役場）の3者が同じ目的意識を持ち、力を合わせてまちづくりを進めていくための「道しるべ」となるものです。

計画素案の主な内容は次のとおりですが、この計画をより良いものに仕上げていくためには、審議会内の審議だけではなく、多くの町民の皆さんからご意見をいただき、議論を深めていくことが大切であると考えていますので、この「素案」に対するご意見をお寄せください。

なお、今回広報に掲載する内容は、第2次総合計画（素案）を抜粋したものです。

詳しくは、町ホームページ又は静内庁舎企画課、三石庁舎地域振興課窓口にてご覧いただけます。



第1 自然環境の保全と活用

【河川・森林・海岸の保全】
自然環境等に配慮しながら、適切な維持管理を進め、災害の未然防止を図ることなどに努めます。

第2 都市基盤の整備

【道路網・市街地・上下水道の整備】
良好な市街地の形成、日常生活の利便性や道路交通の安全性の向上などのため、適正かつ計画的な整備、維持補修等に努めます。

【公共交通網の構築】
民間交通事業者、国、北海道などの関係機関と協議・連携しながら、持続可能な無理・無駄のない公共交通網の構築に努めます。

【情報通信網の充実】
民間通信事業者、国、北海道などの関係機関と協議・連携しながら、持続可能な無理・無駄のない公共交通網の構築に努めます。

道などの関係機関と協議・連携しながら、必要な情報収集や調査研究に努めます。

第3 生活環境の整備

【住環境の整備】
計画的な公営住宅の整備・供給に努めるとともに、生活環境に悪影響を及ぼしている空き家の有効活用にも努めます。

【公園・緑地の整備】
町民ニーズに対応した魅力ある公園づくりに努めるとともに、町民との協働による安全で快適な公園の維持保全を推進します。

【衛生環境の整備】
環境への負荷の少ない循環型社会の形成、ごみの減量化、不法投棄防止などに努めるとともに、し尿処理施設や霊園・火葬場に係る持続可能な運営と計画的な整備にも努めます。

【消防・防災の推進】
車両や資機材の更新、隊員の育成などに取り組みながら、消防力や救急・救助体制の強化に努めるとともに、自治会などにおける自主防災組織の組織率向上を図り、地域防災力の向上にも努めます。

自治会などにおける自主防災組織の組織率向上を図り、地域防災力の向上にも努めます。

交通安全・防犯の推進と消費生活の向上

関係機関との連携により、交通安全や防犯、消費者被害に関する啓発活動等に取り組み、これらに対する意識の高揚に努めます。



第1 保健・医療の充実

【健康づくり・疾病予防対策の充実】
健康管理・健康づくりに対する意識の定着を図りながら、子育て環境の整備、食育や歯科保健の推進などに取り組みるとともに、疾病の早期発見、早期治療の推進を図るため、健診内容の充実や普及・啓発に取り組みます。

健康管理・健康づくりに対する意識の定着を図りながら、子育て環境の整備、食育や歯科保健の推進などに取り組みるとともに、疾病の早期発見、早期治療の推進を図るため、健診内容の充実や普及・啓発に取り組みます。

【障がい者福祉の充実】
関係機関と連携しながら、障がい者に対するサービスの質を向上させるとともに、その自立を支援するためのサービス提供体制の強化、地域全体で支えるシステムの実現に努めます。

第2 社会福祉の充実

【子ども・子育て支援の充実】
医療費助成などの支援制度を活用し、児童やひとり親家庭に係る生活の安定に努めるとともに、誰もが安心して子どもを産み、育てることができ環境の整備に努めます。

【高齢者福祉の充実】
高齢者に係る健康づくりや介護予防などの取組を推進するとともに、在宅医療と介護の連携体制や地域における見守り環境などを構築することにより、高齢者が安心して在宅で療養できる仕組みの構築に努めます。

【低所得者福祉の充実】
民生委員児童委員や関係機関との連携により、生活相談等の支援体制を充実させ、その経済的自立と生活の安定に努めます。



第1 産業の振興

【農業の振興】

【行政運営の効率化】
迅速かつ正確な行政サービスを提供できる行政組織や、適性や能力に応じた人材配置などを進めるとともに、民間活力等の導入にも積極的に取り組みながら、適正な公共施設等の配置や運営に努めます。

【財政運営の効率化】
新財政計画に基づき、段階的に予算規模の縮小を図るとともに、財政調整基金残高の増額や地方債残高の減少を図ります。

【財政運営の効率化】
新財政計画に基づき、段階的に予算規模の縮小を図るとともに、財政調整基金残高の増額や地方債残高の減少を図ります。



第1 教育、芸術・文化、スポーツの充実

【学校教育等の充実】
幼児教育、義務教育、高等学校教育など、子どもたちがその成長に応じて適切な教育を受けられることができるような環境や体制の整備などに取り組みるとともに、学校給食においては、地元食材の積極的活用や食育の推進に努めます。

【社会教育・スポーツ等の充実】
生涯学習活動や読書環境の充実を図るとともに、アイヌ文化をはじめとする文化財の保護等に取り組みます。



第1 効率的な行財政運営の推進

【財政運営の効率化】
新財政計画に基づき、段階的に予算規模の縮小を図るとともに、財政調整基金残高の増額や地方債残高の減少を図ります。

【漁業の振興】
栽培漁業の促進により、漁業資源の維持増大、水産物のブランド化、付加価値化による競争力の強化などに取り組みるとともに、関係機関と連携しながら、漁業経営の安定化に努めます。

【商工業の振興】
関係機関と連携し、経営体制の改善や経営基盤の強化などに取り組みるとともに、商店街活性化やまちのにぎわいを創出するため、各種イベントの開催や空き店舗の有効活用を促進します。

【起業・新産業の創出】
6次産業化の取組を支援

【地域ブランド化の推進】

第3 新ひだかブランドの確立

【学校教育等の充実】
幼児教育、義務教育、高等学校教育など、子どもたちがその成長に応じて適切な教育を受けられることができるような環境や体制の整備などに取り組みるとともに、学校給食においては、地元食材の積極的活用や食育の推進に努めます。

意見の提出方法

意見提出用紙（町ホームページに掲載）又は任意様式にご住所、お名前、ご意見などをご記入のうえ、郵送、FAX、又は電子メールでご提出ください。窓口への持参も可能です。

意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に所在する事務所又は事務所に勤務する方
- ・町内に事務所又は事務所を所有する法人、その他団体

提出・問合せ先

〒056-8650
新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
新ひだか町役場静内庁舎企画課
☎43-2111（内線222・225）
FAX43-3900
✉kikaku@shinhidaka.hokkai.jp
（三石庁舎地域振興課でも受け付けます。）

募集締切

平成29年11月10日（金）※当日消印有効

